## [5] 一宮市理容師法施行条例(案)の概要

## 1 条例の趣旨

「理容師法」及び「理容師法施行令」において、市は、理容の業を行う場合に講ずべき措置、理容所について講ずべき措置及び理容所以外の場所で業務を行うことができる場合について条例を定めることができるとしています。

## 2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
理容の業を行う場合に講ずべき衛生措置	1 清潔な作業衣を着用し、かつ、顔そり	愛知県と同じ

項目	愛知県	一宮市
理容の業を行う場合に講ずべき衛生措置	(1) 次に掲げる物を携行すること。  ア 作業に必要な数の消毒した 布及び器具並びにこれらを納めることができる清潔な容器 イ 使用済みの器具を安全に納めることができる容器 ウ 消毒薬及び石けん エ 外傷に対する処置に必要な 救急薬品等 (2) 作業終了後は、作業を行った場所を清掃し、清潔にすること。	愛知県と同じ
理容所について講ずべき衛生措置	1 理容所には、理容の作業を行う場所(以下「作業所」という。)と待合所とを区分して設けること。 2 作業所の床面積は、理容いす2台までは13平方メートル以上増すごとに4平方メートル以上増すこと。 3 待合所の床面積は、作業すると。 4 洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備にあること。ただし、洗髪設備にあること。ただし、洗髪設備にあること。ただし、洗髪設備にあること。ただし、洗髪設備にあること。が必然衛生上支障がない。 5 皮膚に接する器具を消毒する設備は、1箇所とすること。	いては、消毒する設備を設ける

項目	愛知県	一宮市
理容所以外の場所で業務を行うことは言語を持ちまる場合	1 港内に停泊中の船舶内において、その乗組員に対して理容を行う場合 2 社会福祉施設に入所している者に対して理容を行う場合 3 1、2に掲げる場合のほか、知事が特別の事情があるものとして承認した場合	愛知県における 1 の基準については、市内に港がないこととします。 愛知県における 2 の基準については、規定しないこととします。 愛知県における 2 の基準についてのとおり、社会福祉とします。 「社会福祉法(昭和 26 年法律第 5 号及び第 7 号を除く。)に規定する面設に入所して現容を行う場合」 また、変知県の基準に加えて、昨今の災害の頻発化にとといるます。 「避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して理容を行う場合」

## 3 施行予定日

令和3年4月1日